

活用しよう！農業関連補助事業

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

全ての事業について、更に詳細な条件(町税に滞納がない等)があります。申請前にお問合せください。

①新規就農者農業機械購入費補助事業

新たに農業を始める方へ営農に必要な農業機械の購入に要する費用の一部を補助します。

対象者 農地を所有又は借用することにより、営農の継続が見込まれる新規就農者

対象経費 営農に必要な管理機、耕運機、またはトラクターを新たに購入する経費。ただし、機械の購入費で2万円以上のもの

補助率 対象経費の1/2以内(上限10万円)

②認定農業者支援事業

新規作物や新技術の導入等に必要な機械、施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

対象者 認定農業者で、現在の経営規模を維持拡大し、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれる方

対象経費 新規作物・新技術の導入等に必要な機械・施設に要する経費(トラクター・コンバインなど汎用性が高い機械購入経費は対象となりません。)

補助率 対象経費の1/3以内(上限50万円) **申請期限** 9月30日(金)

※申請いただいた後、神川町農業支援事業認定審査会に諮ります。

③特産品(梨)振興事業

梨の生産等に要する費用の一部を補助します。

対象者 梨を生産・販売する農業者

対象経費 病害虫防除薬剤の購入経費 **補助率** 対象経費の1/2以内(上限5万円)

※苗木、土壌処理剤の購入及び抜根に要する費用の補助もあります。詳細はお問合せください。

④獣害防除対策事業

獣による農作物被害防止のために設置する施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

対象者 農地を所有又は借用することにより、継続的に農産物を生産している方

対象経費 獣による農作物被害を防除するために設置するネット・電気柵等設置にかかる資材経費。ただし、資材の購入費で2万円以上のもの

補助率 対象経費の1/2以内(上限5万円)

⑤新規就農青年育成奨励金

新規に就農した青年農業者に対し、奨励金を交付します。

対象者 年間150日以上農作業に従事した新規就農者等

対象年齢 18歳以上45歳未満

奨励金額 10万円

⑥耕作放棄地再生事業補助金

耕作放棄地(遊休農地)を解消して営農をする際の解消費用の一部を補助します。

対象者 耕作放棄地(遊休農地)を解消して営農をする方

対象経費 解消等に係る費用

補助率 対象経費の1/3以内(上限10万円)

降ひょうにより農作物被害を受けた農業者様へ

6月2日(木)に発生した降ひょうにより、農作物や農業用生産施設に一定の被害を受けた販売農家に対し、今後の営農継続支援として、農作物、農業用生産施設のいずれか、又は両方に対し、それぞれ5万円(最大10万円)の支援金をお支払いします。

支援対象者などの詳しい内容につきましては、町ホームページ等をご確認ください。

また、今回の降ひょうによる被害が埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき特別災害に指定されたことから、県による補助も予定されています。こちらにつきましては内容が決まり次第、町ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。



町ホームページ

くらしの110番「停電、漏電修理で思わぬ高額請求」

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

トイレの水漏れ修理などで、消費者の「早く直したい」と焦る気持ちにつけ込んで、不要・高額な工事や商品を強引に契約させるトラブルが多発しました。

電気修理工事においても、広告で見た金額とはかけ離れた法外な金額を請求された、現場で不安を煽られた、威圧的・高圧的な態度で契約を迫られたなど、水回り修理と同じような勧誘・契約トラブルに関する相談が寄せられています。

電気が止まったり機器が故障し、焦ったり困ったりして冷静な判断ができない心に付け込まれないよう、まずは冷静になることが大切です。



冷静な判断を

【事例1】

漏電ブレーカーが起動して停電した。インターネットで検索し「電気工事・漏電修理4千円～」というサイトを見て、漏電修理を依頼した。

来訪した業者に「すぐにブレーカー交換の必要があるが、今日中に支払ってもらわないと工事できない」と迫られ、請求額の40万円を支払ってしまった。

【事例2】

エアコンのスイッチを入れたところブレーカーが落ちたため、インターネットで修理業者を検索した。「電気のトラブルにすぐ対応」と書かれたサイトの業者に電話でエアコンの修理を依頼したが、当該サイト業者から委託され来訪した修理業者は「自分は電気関係の作業員だから、エアコン修理はメーカーに依頼してください」とエアコンには全く手を付けず、「ブレーカー交換が必要」と強引に交換作業を行った。やむを得ず交換料4万円を支払ったが、エアコンは壊れたままで、ブレーカー交換も不要だったのではないかと不審に思っている。

【消費者へのアドバイス】

困った時には、お近くの消費生活センター(消費者ホットライン「188」※局番なし)等にご相談ください。

①停電の場合、まずは契約している電気会社または送配電業者等に連絡しましょう。

②機器の故障の場合、まずは販売店またはメーカーに連絡しましょう。

③商品の強引な勧誘や納得いかない作業内容、事前に想定していた金額よりかなり高いなど、不審な点を感じたら作業を断りましょう。契約書へのサイン、口頭での作業許可もしないようにしましょう。

④クーリング・オフできるケースもあります。すぐに消費生活センター等にご相談ください。

50%プレミアム付商品券の二次販売を行います

問合せ 神川町商工会 ☎0495-77-3181

神川町商工会では、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けた町内事業者への支援のため、50%のプレミアム付商品券の二次販売を行います。

詳しくは、7月15日付で毎戸配布された商工会のチラシをご覧ください。

対象 町内在住・在勤の方 ※1人あたり5セットまでの購入となります。

販売価格 1セット2,000円(500円券×6枚つづり=3,000円分利用できます)

※1セット(3,000円分)のうち、1,500円分は登録飲食店専用です。

※一次販売で購入された方でも、改めて二次販売でご購入いただけます。

購入方法 商工会チラシに添付されている購入申込書へ必要事項を記入の上、販売場所へお持ちください。

販売日時・場所 ①8月21日(日) 午前9時～午後4時 神川町商工会前駐車場

②8月22日(月)以降 土日祝日を除く午前9時～午後5時 神川町商工会窓口

※無くなり次第販売終了となります。

利用期限 12月31日(土)



町ホームページ